

民生課からのお知らせ

■地域配分（B配分）の申請について

（福）東京都共同募金会では、赤い羽根共同募金による地域福祉の向上を目的として、地域配分（B配分）の申請を受け付けています。

申請額は、1施設・団体10〜30万円。対象事業は、備品整備、小破修理、利用者主体の事業などです（施設・団体維持の為の運営費は対象外）。申請書の提出期限は8月29日（金）必着です。詳しくは東京都共同募金会ホームページをご覧ください。

※地域配分（B配分）は、それぞれの地域でお寄せいただいた寄付金の一定割合を、その地域で活用することを目的としています。地域性の高い施設・団体がおこなう地域福祉の増進を目的とした具体的な事業が対象となります。

【東京都共同募金会ホームページ】

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp/shinsei/shinseiyouryou.php>

【問い合わせ】

東京都共同募金会 事業部

配分担当
☎03（5292）3183
メール
haibun@tokyo-akaihane.or.jp

■事業者の皆様へ

▼事業所ごみ処理手数料の徴収が始まります。

この手数料は事業活動に伴って生じた廃棄物に対して、年一回徴収するものです。集金員が事務所等にお伺いしますので、ご協力をお願いいたします。平成25年度中に事業を廃止された場合は対象外となりますので、担当までご連絡下さい。

▼水分の多いゴミはそのまま出さない。

本格的な観光シーズンに入り、お客様の人数が増えること、比例してごみの排出量が多くなります。水分の多い生ゴミ等をそのまま出されますと、焼却に必要な燃料が増えるだけでなく、焼却処理に時間がかかってしまいます。水切りをしっかりと行い、水がしたたることの無いようにして持ち込んでください。

また、村内に設置されているゴミ集積所は全て一般家庭用です。事業所から排出されるゴミは、施設に直接持ち込

んでいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】

民生課民生係 ☎(5)0243

■ノンフロン冷凍冷蔵庫導入補助事業が始まりました

業務用冷凍冷蔵庫などに冷媒として使用されているフロン類の漏えいは、オゾン層の破壊や地球温暖化への悪影響を及ぼすことが確認されています。

東京都では、フロン類の漏えい対策として、「省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵庫（省エネ型ノンフロンシャーケース）」の普及を後押しするため、当該機器の導入・設置に対する補助を開始します。

【対象者】

中小企業者および個人の事業者（リース事業者を含む）

【補助対象機器】

省エネ型ノンフロン冷凍例贈機器（省エネ型ノンフロンシャーケース）

【申請期間】

平成26年7月1日

〜平成27年2月27日まで

【申請期間】

平成26年7月1日

〜平成27年2月27日

【東京都環境局ホームページ】

補助条件などの詳細は、東京都環境局のホームページをご覧ください。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/index.html>

【問い合わせ】

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当

☎03（5388）3471

■戦傷病者等妻の皆様へ

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」が支給されます。平成26年9月30日が締切です。

▼支給対象者

◎支給される特別給付金

【第二十五回特別給付金国庫債券「い」号】※額面15万円（軽症者7.5万円）、5年償還

(1)新たに戦傷病者の妻になられた方

①平成15年4月2日〜平成23年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給等を初めて受けることとなった場合。

②平成15年4月2日〜平成23年4月1日の間に、増加恩給等を受けている戦傷病者の方と婚姻をした場合。

【第十二回特別給付金国庫債券「か」号】※5年償還、5万円。

(2)「第十八回特別給付金」または「第二十回特別給付金」

を受けていた戦傷病者の妻の方で、平成15年4月1日〜平成18年9月30日までの間に、戦傷病者である夫が一般の怪我や病気で亡くなられた（平病死された）方。

▼受付期間

平成23年10月1日〜平成26年9月30日まで

※期限を過ぎると時効により受給出来なくなりますので、ご注意ください。

【問い合わせ】

民生課民生係☎(5)0243

第42回羽黒地区駅伝大会参加者募集について

とき 平成26年10月12日（日）
場所 山形県鶴岡市羽黒町
応募締切 8月29日（火）

【問い合わせ】

新島村教育委員会

☎(5)0203 直通

お詫びと訂正

7月号のカレンダーページ「誕生おめでとう」に掲載いたしました、河原映恋ちゃんの誕生日に間違いがありました。正しくは左記の通りです。

お詫びして、訂正させていただきます。

◎正 平成26年5月8日
×誤 平成26年5月27日

建退共制度のご案内

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

▼加入できる事業主

建設業を営む方

▼対象となる労働者

建設業の現場で働く人

▼掛け金

月額310円

▼特徴

・国の制度なので安全、確実、申込手続きは簡単です。

・経営事項審査で加点評価の対象となります。

・掛け金の一部を国が助成します。

・掛け金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、

税法上全額非課税となります。
・事業主が変わっても、退職金は企業間を通算して計算されます。

※建退共制度の特例措置

建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

※建退共から事業主の皆様へ

・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。

・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

【問い合わせ】

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 事業推進課
☎03(6731)2866

島しょ振興公社補助事業

■平成26年度第2回東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業

▼募集期間

平成26年10月1日(水)～10月31日(金)

※公益財団法人東京都中小企

業振興公社が実施する「東京都地域中小企業応援ファンド地域資源活用イノベーション創出助成事業」(以下、「ファンド助成事業」)への申請を条件とし、当該助成事業の結果を踏まえ、交付・不交付を決定します。

なお、ファンド助成事業の申請書類提出期間は、平成26年9月8日(月)～12日(金)で、事前に提出申込(7月8日(火)～8月29日(金))が必要となりますので、希望者は早めにご相談ください。

▼対象事業

新たに実施する以下の事業。
①地域資源を活用した特産品に関する事業
②地域資源を活用した観光の振興に関する事業
③上記①または②に関連した事業展開に関する事業

▼事業期間

事業開始の時期から2年以内

▼対象事業者

①個人事業者、中小企業、組合等、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、複数の企業等で構成される中小企業グループ、その他地域活性化に資する取組みを行うと認め

られる法人等

※ただし、東京都島しょ地域に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること(法人の場合)は島しょ地域に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること(法人の場合は島しょ地域に登記、個人の場合は島しょ地域に開業届を出していること)。

②創業を具体的に予定している方

※ただし、事業完了までに島しょ地域に登記または開業届出が必要。

▼補助金額

補助対象経費の10分の9以内で1千万円を上限とする。ただし、ファンド助成事業での助成金額は除く。

▼詳細・申請様式

<http://www.tokyoislands-net.jp/islands-resident/tusyokigyohoujo>

【問い合わせ】

企画調整室 ☎(0)204直通

■平成26年度地域振興に係る補助事業(第2回)

▼事業名

公益財団法人東京都島しょ振興公社 平成26年度地域振興に係る補助事業(第2回)

▼募集期間

平成26年8月1日(金)～8月29日(金)まで

▼対象事業

・地域振興に係る特産品に関する事業

・地域振興に係る観光振興に関する事業

・地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業

▼事業期間

事業開始～平成27年7月30日

▼対象団体

①島しょ地区在住の5名以上で組織され、代表者、会則、名簿等のある団体

②島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京都島しょ地域の活性化に資する取組みを行うと認められる法人等

・島しょ地域内の個人事業者

※中小企業、創業予定者は除く

▼補助金額

補助対象経費の5分の4以内(千円未満切捨て)で、100万円(ただし、特に必要と認められる事業については200万円)を限度とする。

【問い合わせ】

企画調整室 ☎(0)204直通